

第 23 号

令和 8 年度流域下水道事業の経費に対する市町村負担金について

令和 8 年度において熊本県が施行する流域下水道事業について、当該事業に要する経費のうち市町村が負担すべき金額を次のとおり定めることとする。

令和 8 年 8 月 27 日提出

熊本県知事 木 村 敬

事 業 名	負担すべき金額
1 熊本北部流域下水道建設事業	事業費から国庫補助金額等を控除した額の 2 分の 1 に相当する金額
2 球磨川上流流域下水道建設事業	事業費から国庫補助金額等を控除した額の 2 分の 1 に相当する金額
3 八代北部流域下水道建設事業	事業費から国庫補助金額等を控除した額の 2 分の 1 に相当する金額
4 熊本北部流域下水道維持管理事業	流入水量 1 立方メートル当たり 50 円
5 球磨川上流流域下水道維持管理事業	流入水量 1 立方メートル当たり 112 円及び資本費 61,443,249 円
6 八代北部流域下水道維持管理事業	流入水量 1 立方メートル当たり 141 円

(提案理由)

令和 8 年度において熊本県が施行する流域下水道事業に要する経費の一部を市町村に負担させるため、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 31 条の 2 第 2 項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。